

企業年金基金 給付金受給権者死亡届並びに 未支給給付請求書

NTT 企業年金基金の規約に基づき、下記のとおり給付金受給権者死亡の届出並びに未支給給付の請求をいたします。

届出(請求)日 平成 19 年 10月 10日

死 亡 者	受給権者番号	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7					
	基礎年金番号	9	3	8	0	-	8	9	1	0	1	1				
	フリガナ	ネンキン タロウ														
	氏名	年金 太郎														
	生年月日	明・大	昭	平	3年			5月		11日						
	死亡年月日	平成			19年		9月		10日							
届 出 者 (請求者)	フリガナ	ネンキン ハナコ							死亡した者との続柄							
	氏名	年金 花子							妻							
	生年月日	明・大	昭	平	5年		3月		3日			性別	男・女			
	フリガナ	ナガノケンナガノシナナセナカマチ161-1														
	住所	長野県 長野市 七瀬中町 161-1														
		(〒 380 - 8511) 電話(026 - 225 - 3621)														
支払機関	金融 機関	銀行・信用金庫・農協 フリガナ <u>キタナガノ</u>														
未支給給付がない場合には 記入不要		長野 信組・信連・労働金庫 <u>北長野</u> 店 (普通・当座) 口座番号 <table border="1" style="display: inline-table; text-align: center;"><tr><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td></tr></table>										1	1	0	0	1
1	1	0	0	1	2											
(本人名義)	郵便局	フリガナ	通帳記号		通帳番号											

未支給の給付を受けることができる者の順位

未支給の給付を受けることができる者の順位は、死亡した者と生計を同じくしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順です。

自分より先順位がある場合は、未支給の給付を受けることができません。

企業年金基金 給付金受給権者死亡届並びに
未支給給付請求書

NTT 企業年金基金の規約に基づき、下記のとおり給付金受給権者死亡の届出並びに未支給給付の請求をいたします。

届出(請求)日 平成 年 月 日

死亡者	受給権者番号	0 0 0																		
	基礎年金番号					-														
	フリガナ																			
	氏名																			
	生年月日	明・大・昭・平			年			月			日									
	死亡年月日	平成			年			月			日									
届出者(請求者)	フリガナ													死亡した者との続柄						
	氏名													⑩						
	生年月日	明・大・昭・平			年			月			日			性別	男・女					
	フリガナ																			
	住所	(〒 -)電話(- -)																		
	支払機関	金融機関	銀行・信用金庫・農協 フリガナ.....信組・信連・労働金庫.....店 (普通・当座) 口座番号 <input type="text"/>																	
未支給給付がない場合には記入不要	郵便局	フリガナ..... 通帳記号 ・ 通帳番号郵便局 <input type="text"/>																		
(本人名義)																				

未支給の給付を受けることができる者の順位
未支給の給付を受けることができる者の順位は、死亡した者と生計を同じくしていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順です。
自分より先順位がある場合は、未支給の給付を受けることができません。